

富裕層への課税・監視強化

1. 富裕層への課税・監視強化

近時、富裕層への課税・監視体制が強化されています。平成27年1月1日以降相続開始分から相続税が増税され、7月からは出国時課税制度がはじまりました。また、監視体制の強化として、平成26年分から国外財産調書制度が導入され、平成28年からはマイナンバー制度がはじまります。さらに特筆すべきは、昨年7月に東京・名古屋・大阪国税局が超富裕層向けのプロジェクトチームを設置し、監視・調査を強化されることが明らかになったことです。平成28年からは、これらの制度が一体として運用されていきます。

そこで今回は、富裕層への監視強化の新制度である財産債務調書制度についてご説明します。

2. 財産債務調書の創設

平成27年度税制改正により、平成28年1月1日以後提出分より、従来の財産債務明細書制度が財産債務調書制度(以下、調書制度という。)に改組されます。従来の明細書制度では、その年分の所得金額の合計額が2千万円を超える納税者に提出義務を課していました。しかし、罰則やインセンティブがなく、財務省の平成25年分のデータによると、提出義務者36万人のうち実際の提出者は16万人のみでした。

そこで、提出のインセンティブとして、国外財産調書制度と同様に加算税の加算・軽減措置、いわゆるアメとムチの規定が設けられました。不提出に対する罰則は当面設けられませんが、調書制度を質問検査権の対象とし、この質問検査権に対する不答弁などについては罰則規定が適用されます。

図表1のとおり、一見すると、従来の制度よりも提出要件が緩和されたかのように映ります。しかし一旦提出義務を課されると、提出義務者はまるで相続税の申告書を作成するような作業を求められ、非常に煩雑な事務負担を強いられるでしょう。

図表1 財産債務調書の提出義務要件…次の場合に提出義務あり
[A]と[B]のいずれも満たす 又は [A]と[C]のいずれも満たす

所得要件	保有財産要件
その年分の所得金額の合計額が2千万円超 [A]	その年の12月31日の保有財産の合計額が3億円以上 [B]
	その年の12月31日の有価証券などの国外転出時課税の対象財産の合計額が1億円以上 [C]

3. 各財産の評価はどうするか

図表1をみると、提出義務要件のうち保有財産要件には3億円や1億円といった金額が記載されています。しかし、保有する財産は、預金や上場株式などの金額を容易に把握できるものばかりではありません。たとえば、自宅や未上場株式はどのように評価すればよいのでしょうか。

不動産や未上場株式の価額は、原則的にその年の12月31日時点での時価とされています。しかし、時価を算定することは事務手続きが非常に煩雑であり、かつ算定自体が困難であることから、国外財産調書制度を準用して図表2の見積価額によることも認められます。

図表2 財産の見積価額の算定方法

土地	① その年分の固定資産税評価額 ② 取得価額または取得価額を合理的な方法によって時点修正した金額 ③ その年の翌年1月1日から調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合におけるその譲渡価額
未上場株式	① 適正な売買実例価額 ② ①がない場合には、その年の翌年1月1日から調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合におけるその譲渡価額 ③ ①～②がない場合には、発行人の直近の事業年度末における決算書に基づき、その法人の純資産価額に持ち株割合を乗じて算出した金額 ④ ①～③がない場合には、取得価額

調書の提出義務者には、未上場会社オーナーが多く含まれることが予想されます。もしも、自社株式の評価額を算定したことがなければ、図表2の見積価額によらずに財産評価基本通達による評価、いわゆる相続税評価額を算定してはいかがでしょうか。将来発生する相続や贈与などの局面に活用でき、戦略的に事業承継を進められるメリットがあります。

(提供:朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大 1.242%(ただし、最低手数料 5,400 円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 4.32%の申込手数料、最大 4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2014年12月1日現在)

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券